

議案第 47 号

東京たま広域資源循環組合理約の変更について

東京たま広域資源循環組合理約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議決を求める。

平成 25 年 9 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

（提案理由）

危機管理体制の強化及び業務効率の向上を図るため、事務所の位置を変更することに伴い、地方自治法第 286 条第 2 項の規定により、規約を変更することについて協議したいので、本案を提出する。

東京たま広域資源循環組合理約の一部を改正する規約

東京たま広域資源循環組合理約（昭和 55 年 11 月 1 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「東京都府中市新町二丁目 77 番地の 1 東京自治会館内」を「東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地」に改める。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

東京たま広域資源循環組合規約 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第3条 略 (事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、<u>東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地</u>に置く。 第5条から第15条 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第3条 略 (事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、<u>東京都府中市新町二丁目 77 番地の 1 東京自治会館内</u>に置く。 第5条から第15条 略</p>